

大谷學報

第100巻 第1号

2020年11月17日発行

「得難思議往生」の persona 然…………… 瀧 弘信 (1)

——元久二年の「真影」の銘を手掛かりとして——

ハイデッガーにおけるユダヤ教の地位

——「反ユダヤ主義」とフィロンについて——

…………… 田鍋良臣 (45)

二〇一九年度

修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧…………… (65)

彙 報…………… (91)

在朝鮮日本人画家とツーリズム…………… 喜多恵美子 (39)

——加藤松林人を中心に——

知的障害のある子どもの個に応じた指導・支援に生かすための「就学支援システム」構築の現状と課題

…………… 安田誠人 (23)

研究ノート 権利としての地域福祉の確立をめざして

——社会福祉構造のなかでの地域福祉領域の占める位置と

意義にかんする考察——

…………… 山下憲昭 (1)

…………… 芝田宇佐男

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第九十九卷 第一号

中川霞城の狂言……………藤本芳則

——『^{浮世草子}親鸞太郎冠者』を中心に——

真宗大谷派における女性教化……………福島栄寿

——明治・大正・昭和・平成の教説を辿る——

二〇一九年度 春季公開講演会講演録

普賢行とは何か……………織田顕祐

——親鸞と『華嚴経』——

西行と芭蕉に開かれる親鸞……………山折哲雄

——日本人の宗教心——

二〇一八年度

修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧

彙報

蔵訳『阿闍世王経』第三章後半部分訳注研究

……………宮崎展昌

【英文】世俗と宗教のメデイエーション…田中正隆

——ベナンのローカルラジオ番組とポスト世俗化論——

ステイラマティ『五蘊論註』にみられる信 (śradhdhā)

……………箕浦暁雄

大谷学報 第九十九卷 第二号

助動詞キの活用形態について……………大秦一浩

二〇一九年度 研究発表会 発表要旨

彙報

学位論文審査要旨

日中禁忌文化の比較……………董青

——丙午と羊年禁忌の俗信を中心に——

創られた犯罪不安……………渡邊拓也

——1970-80年代『警察白書』を中心に——

学生会員 投稿規程

1. 本学会学生会員で、『大谷学報』に論文の掲載を希望するものは、指導教員の推薦状を添えて投稿できる（一六〇〇〇字以内とする）。
2. 投稿された論文は、審査を経て採否が決定される。
3. 論文の審査は、編集委員および編集委員が選任委嘱する審査委員（若干名）によって行われる。
4. 審査の結果は左記の通りとし、②③の場合には、投稿者にその理由を通知する。
 - ① 採用
 - ② 条件付き採用（修正がなされた場合採用）
 - ③ 不採用
5. この規程は、『大谷学報』第八十九卷第一号より適用される。

投稿に際しての注意

『大谷學報』『大谷大學研究年報』各号（集）の執筆者は毎年、各号（集）発行の前年度の六月頃に開催される大谷学会委員会にて決定します。

投稿をご検討の方は、まず、できるだけ早い時期に大谷学会事務局までご連絡ください。

なお諸般の事情により、ご希望にお応えできないこともありますので、予めご了承ください。

大谷学会規程

第1条 (設置) 大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)に大谷学会(以下「本会」という。)を置く。

第2条 (目的) 本会は、本学の学術研究の推進及びその成果の公開を目的とする。

第3条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 「大谷学報」の発行
(2) 「大谷学報」の発行
(3) 「大谷大学研究年報」の発行
(4) 研究会及び公開講演会の開催
その他必要と認める事業

第4条 (構成) 本会は、次の者をもって構成する。

(1) 教育職員(専任職員及び契約職員)
(2) 本学の学生
(3) 本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者
(第2項は一部修正し、第1項第3号に移行)

第5条 (役員) 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長
(2) 副会長
(3) 監事
(4) 委員
(5) 庶務
(6) 編集兼発行者

第6条 (会長) 会長は、大谷大学長が当たり、本会を代表する。

第7条 (副会長) 副会長は、学監・副学長が当たり、会務を統理する。

第8条 (編集兼発行者) 編集兼発行者は、第3条第1号及び第2号の編集兼発行者となる。

第9条 (委員) 委員は10名とし、教授会において互選する。

1 委員は、企画、編集、出版等の会務に当たる。
2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
3 庶務は、本会の会計を監査する。

第10条 (庶務) 庶務は、本会の会計を監査する。

第11条 (監事) 監事は2名とし、教授会において互選する。任期は2年とする。

第12条 (研究発表等) 本会は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」及び「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第13条 (会費) 会員の会費は、年額四〇〇〇円とする。ただし、学生会員は二〇〇〇円とする。

第14条 (経費) 本会の経費は、会費をもってこれに当てる。

第15条 (助成) 本会の経費については、助成金を受けることができる。

第16条 (所管) 本会に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

第17条 (改廃) この規程の改廃は、教授会の議を経て、会長が決定する。

付則 この規程は、一九九三年四月一日から施行する。

付則 この規程は、一九九五年六月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇二年六月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇六年十一月八日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第3条第1号については、第86巻第1号から適用する。

付則 この規程は、二〇一二年二月一日に一部改正し、二〇一二年四月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇一四年四月一日に一部改正し、同日から施行する。

大谷学報第一〇〇巻第一号
令和二(二〇二〇)年十一月十七日発行

編集兼 大谷学会
発行者 高井康弘
発行所 大谷学会
〒六三三八四 京都市北区小山上総町
大谷大学内
電話 (〇七五) 四一八一五八
振替 〇一〇四〇七一八三九三番
印刷者 田中雅博

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Research Note:

Toward the Establishment of Community Welfare as a Right: A Study on the
Position and Significance of the Community Welfare Area in the Structure of
Social Welfare *YAMASHITA Kensho* (1)
SHIBATA Usao

Articles:

Current Status and Issues concerning the Construction of “School Attendance
Support System” for the Guidance and Support of Children with Intellectual
Disabilities *YASUDA Yoshito* (23)
Colonial Tourism and Shorinjin Kato, a Japanese Painter in Korea
..... *KIDA Emiko* (39)

Reports (91)
Titles of Theses Presented for MA and BA Degrees, 2019 Academic Year (65)

Articles:

The Status of Judaism in Heidegger: On “Anti-Semitism” and Philo of Alexandria
..... *TANABE Yoshiomi* (45)
Hōnen as a Person who has Won “Birth that is Inconceivable”: A Study based on
the Inscription on a Portrait Painted in the Second Year of Genkyū (1205)
..... *NAGATANI Hironobu* (1)

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN